

コローヤ既ニ總體ニ對スルノ言論ガ詳細ニ向テ被
害ナクシテ其内ノ一人モ亦被害者タルヲ得ベカラ
ズ何トナレバ其主ナル總體ニ害ナキモノ其從タル一
私人ニ於テ獨リ被害者タル所以ナクシテハナリ若シモ
一人ニ對シテ被害ヲ加フルモノアレバ始テ法律上ニ於
テ被害者タルノ權アルベシ豈ニ藥若クハ味附ノ全般
ニ對シテ言論ヲ以テ藥味附屋ガ集合若クハ別立
テ被害者タルノ權ヲ行フヲ得ベケンヤ
斯ク論スルトキハ人誠ニ疑ハシキ藥味附屋ノ總體ニ
權利ナクシテハ我々ノ集合セル一國ニモ亦權利ナク
被害ナキヤト是レ其權アリテ然ラザルナリ一國ニ至テハ
一國自衛等ノ權アリテ其權アリテ法律ニ顯ハル故ニ
荷モノ一國ノ治平ヲ害ス風俗ヲ紊ルモノアレバ之ヲ制
シ之ヲ改メシムルヲ得ルハ論ナクハ是レ既ニ人々ノ
憲知スルトコトナレバ是レ以テ人々ガ言論ノ上ニ
於テ制縛セラル、トコロハ唯一私人ニ對スル榮譽權
利ト國家ノ法律ヲ害スルノ場合ノモニヤナリ其他ハ如
何ナルコト論議スルモ自由言論ノ區域内ニ存スルト
コトナレバ何人ト雖モ之ヲ制メ之ヲ改メシムルノ權
アリザルナリ

雜 報

○春季皇靈祭 來る廿一日は春季皇靈祭お付 聖上
は午前八時賢所へ出御在らせられ同時お式部頭若
床開扉夫より御親祭祝詞を遊ばさる次で祭官神饌を
獻供する等御祭祭の如くして同九時卅分皇族大臣
參議各省勳任官並ニ爵香間候の方より參内同午後一
時より同三時迄参任官及び神官敬導職六級以上有位
華族等參内何れも賢所参拜を仰付らる、旨昨十六日
式部寮より夫々へ達せられたり
○鴨狩天覽 聖上は明後十九日午前八時卅分飯皇
居御出門にて内藤新宿植物御苑へ鴨狩天覽として臨
幸遊心さる、旨昨日仰出されたり
○故華頂宮御祭典 兼て配載せし如く昨日の故華頂
宮第三十日目の御祭典お付き午前九時頃より有栖川
宮小松宮、伏見宮、北白川宮、山階宮、及宮内省の官吏
數名の三田臺町に御同館へ参拜せられ音羽國寺よ
りも該式禮を履行せられたり
○花露國使 同君は念今十七日午前九時四十分
五分鐘國使の儀奉りて横濱に赴かば午後六時同港解
纜の儀國使船に搭し亦羽書記官及び新任の東條一等
書生を隨へ任地露國へ赴くる、と云ふ有、旨昨日
の外務省へ出頭して別を告げ且露國公使館へも立寄
らる、と云ふ由
○蜂須賀公使の別宴 一時夜延延館あて催しあり

る野須賀全權公使が佛國赴任の別宴は午後七時より
大臣參議各國公使並ニ晚餐を招待し九時より夜會を
開き在朝野内外の諸紳士貴女招き應きて來集する
者無慮六百名奏樂踏舞も有りて最も賑はしきことあ
りし然るに開會の間もかく雨いたく降り出し客の出
入は玄關前の混雜一方多きなりしは止むを得ざるこ
となりし
○議會 來る十九日築地壽美屋に於て佐々木工部卿
の催しにて今回出京の渡邊權大技長（當時長崎工作
分局長）松田少匠司（當時神戸工作分局長）の両氏始
同省勳任官を招き議會を開かる、と云ふ
○櫻井社社長 先般茨城縣下常磐神社増築の儀よ
り出張されたる櫻井内務大書記官の歸路鹿嶋香取の
二神社を廻られ一昨十五日歸京ありし
○平山季雅君 鹿兒島縣士族平山季雅君は昨日宮
内省准委任御用掛を仰付られ文學御用掛を命せられ
らる、と云ふ
○ボアツナード氏 司法省御座る同氏の民事欠席
裁判の法令書を編成し二三日前大木司法卿へ上申せ
られたり
○祭案料 故内務一等勳士木局詰黒澤敬徳氏は多年
職務に勉勵せられ殊に去る十二年以來施工の宮城縣
下野蒜築港に付ての同氏の必勢一方から遂に腦病
に罹りしも之れも屈せず押して事業を執掌なし客年
十月を以て竣工せしが夫より病勢益甚り竟去る二
月中死去されたるを以て一昨十五日祭案料金五百圓
を内務省より其遺族へ賜はらる、と云ふ
○工部省事務 工部省の事務を縮少して各省へ分擔
せしめらる、との噂ありしが愈同省の専ら鑛山、官衙
鑛務等を管轄して其他の事務は悉皆各省へ分掌せし
めらる、御見込ありとの風説あり但眞偽の保せず
○登記法取調掛 内務省の登記法取調掛は費用も甚
からざるを以て自今同掛は太政官へ属せられ度旨を
此程山田内務卿より太政大臣へ具申ありしお猶當分
同省に於て管理すべき旨指令されらる、と云ふ
○衛生諮問會決議 通日開設の衛生諮問會にて決議
を成りたる條件は當時其筋ふて評議中おれば不日發
布せらる、と云ふ
○石油規則 同規則の儀お付ての前記も記載せし
事あるが本日此官令欄内にある如く右施行の期限の
追て布告せらる、迄又々延期の旨昨日太政官より布
告ありたり
○上申伺届 岩手縣下陸奥國氣仙郡氣仙村水面埋立
の儀は本年六月迄にて滿期の處賣延期の儀を同縣令

より内務省へ上申され及三重縣下北牟婁郡の共進會
の儀は同縣令より農商務省へ届出られしが來る廿一
日迄延期の旨を同縣令より届出らる、又岩手縣下横手
街道開鑿は際山崩るるを以て八夫若守名増入の儀を
同縣令より内務省へ伺はれらる、
○東京府會 昨十六日の同會は兼て四十番議員（招
問守一君）發議の議事細則追加お就き議事に必用な
る限内お於て他の議員或は主務者お對し十分の困難
論駁するを得云ふの案を提出せし七番議員（鳩山
和夫君）猶之を確言おしめん爲先府縣會規則お追
加の儀を其筋へ願出べしとの説おれども四十番の説
は既前日論定せし事おれば七番の説を他日お譲り
は四十番の説お決し直お府縣會呈する事おはる、と云ふ
○通常縣會 前號記載後内務省へ届出ありたる
通常府縣會の開期は左の如し
靜岡縣 三月十日 岐阜縣 三月廿二日
鳥取縣 三月十日 徳島縣 三月十五日
福岡縣 三月十日 熊本縣 三月三十一日
○東京海運總署 陸軍省中へ邊設置せられたる東
京海運總署總署の官吏は先頃中より該事務は非
常勉勵さる、より該事務も相違ひ此の程漸くとして
該海運總署内へ設置すべき砲台其他の細圖面等を取
調済となり昨今其本圖面調製お着手されしよし尙
皆出來の上はまづ大山陸軍卿の閱覽を経て夫より
聖上御手許へ奉呈さる、都合ありといふ
○陸軍軍報 陸軍戸山學校に於ては春季共同競馬を
來る五月中旬お執行さる、に決せしを以て軍馬局よ
り右馬匹の馬場馴しとして來る廿日頃より數頭を
同所へ向られ度旨局長より陸軍卿へ伺出られたり○
來月中旬埼玉縣下に於て執行さる、近衛諸兵實戰敵
演習の節に軍用電信隊を以て軍事機關を司らしめら
る、旨を同隊より參謀本部へ内通知せられたるよし
○陸軍省にては今度北海道へ更に鐵道を置く、よし又札
幌縣下へ工兵第七方面本署を置く、見込なりといふ
○熊本鐵道沖繩縣分道中隊は來る五月十一日を以
て交代する筈ありといふ○日本橋區阪本町の河岸地
へ今度東京鐵道會計部の倉庫を設けらる、旨昨日
其用地へ榜示札を建てられたり
○艦材伐木 海軍省にて軍艦製造等お用ふる木材
鬼角總運のよしお付先頃より各地方の山林を檢分せ
られしが今度山梨縣下北巨摩郡龍崎野平資源五右衛
門所有の山林の巨大の用材數百本あるお付伐木

の儀を其筋より該所
○警察彙報 府下延
視廳に於ての調査
○福島縣より猶ま
を振遣せらる、よ
撰中のよしお聞
○警備事務調査 正
警備の專要たるもの
研究せらる、たるが
は警備訓練の者一
旨此程調査本部より
○議員選舉會 日
を來る廿七日午前
九日午後一時より
○警備所 兼て山
官省の警備所の大
開館の手順お至る
○神奈川縣警察署
にて費用は一万三
○福田會育兒院
者より寄附せし惠
二月中金二百廿
金五百六十九圓九
以來の育兒人員の
在院の育兒の二十
○扶桑教育 芝區
般淺間神社を新
するよし同日の東
るよし
○瓦斯瓶破裂 事
月二十日の夜蘇精
ある瓦斯瓶破裂の
お赤色をあらわし
忽ち群衆し消防隊
離れ居るを以て
燃を盡るを待てり
の燃焼は由て此局
玉は開ををし白晝
場のはきは折りし
たりけり、損傷は
ありといふ
○怪力 馬上お馳
し巴御前も内を脱
走し伏魔と結びた